平成２８年（フ）第２９２３号
大阪府東大阪市森河内西１丁目23番17号　屋根下マンション　202号、前住所大阪府東大阪市森河内西１丁目４番12号
債務者　井関　國子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５８号
大阪府吹田市青葉丘北10番７号（Ａ―102）
債務者　立木　和広
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２９号
大阪市平野区平野東１丁目７番25―601号
債務者　後藤　千帆（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７２号
大阪府豊中市上津島３丁目１番32号
債務者　青田　康弘
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６号
島根県出雲市大社町修理免703番地１
債務者　鈴木　文枝（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２６６号
静岡県浜松市東区和田町531番地の１マンションハイネス203号
債務者　楠　　悦郎
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
静岡県浜松市東区和田町531番地の１マンションハイネス203号
債務者　楠　三千代
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１３５４号
名古屋市千種区千種２丁目24番２号　千種タワーヒルズ2302号、住民票上の住所名古屋市千種区神田町13番16号　シェパルクＫ３Ｆ
破産者　仰木　一騎
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２号
兵庫県高砂市緑丘２丁目４番８号
破産者　中務　愼一
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７９号
青森県十和田市西二十二番町51番12号
破産者　有限会社生商興産
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第８９号
三重県鈴鹿市西条１丁目１番23号
破産者　松永太圭雄
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１０号
仙台市宮城野区原町６丁目２番15号　ウッドストック202
破産者　齋藤　大輔
1　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
2　一般調査期日　平成28年10月17日午後１時55分
平成28年７月29日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
愛知県尾張旭市向町３丁目10番地６　プリムラ103
破産者　岩島　尚久
1　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月29日午後２時15分
平成28年７月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２４号
大阪府豊中市新千里東町３丁目７番17―404号
破産者　春木　正子
1　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
2　一般調査期日　平成28年10月14日午前11時
平成28年７月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３号
神戸市中央区元町通２丁目７番11号
破産者　株式会社一九宝飾
1　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
2　一般調査期日　平成28年10月12日午前10時15分
平成28年７月27日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９３号
福岡県小郡市寺福童870番地11、前住所さいたま市北区吉野町２丁目243番地25
破産者　北原　悠大
1　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
2　一般調査期日　平成28年10月31日午後２時30分
平成28年７月29日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２８３号
京都市伏見区醍醐大構町１番地１　デルパ醍醐707号
破産者　有限会社アクス京都
1　破産債権の届出期間　平成28年９月12日まで
2　一般調査期日　平成28年10月19日午前10時15分
平成28年７月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係